

第1章 いじめの防止等のための基本理念等

1 いじめの定義

・心理的、物理的な影響を与える行為で、当該児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

2 いじめの理解

・いじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも、あらゆる場面で起こりうる。
 ・「暴力を伴わないいじめ」であっても生命、身体に重大な危険を生じさせることがある。
 ・けんかやふざけ合いであっても、背景にある事情を丁寧に見取る必要がある。
 ・初期段階のいじめやごく短期間で解決したいじめ等でも、いじめ事案として認知する。
 ・東日本大震災被災や性同一性障がい、インターネットに係るなどに係るいじめなど、被害児童生徒への特段の寄り添いや配慮が必要な事案がある。

3 現状と課題

・平成20年度から「いじめゼロ運動」を推進し、一定の成果を上げてきている。しかし、言葉によるいじめが多いこと、どの学年でも認知件数が増加していること、夏季休業前後に認知件数が多いことなど、依然としていじめの根絶には至っておらず、また、積極的ないじめの認知により対応件数が増加していることから、初期段階からの組織的対応の徹底と、一貫した対応等が今まで以上に必要である。
 ・いじめの未然防止策強化をするための、道徳科の授業や学級活動等の様々な機会を捉え、児童生徒が互いに認め合う活動を充実させる必要がある。
 ・学校間におけるいじめの認知件数にばらつきが見られることから、いじめの認知に対し共通理解を図り、いじめの早期発見に努める必要がある。
 ・学校がいじめ対策の取組について、保護者の肯定的評価が低いことから、学校の取組について積極的に周知することが必要である。
 ・ネットいじめについては、潜在化が懸念されることから、早期に発見する取組や、児童生徒に対する指導、保護者への啓発が必要である。

4 宇都宮市の基本理念

- 全ての児童生徒が学校生活を安心して送ることができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにします。
- 全ての児童生徒が、いじめが決して許されない行為であることを十分に理解できるようにします。
- 児童生徒が策定した「うつのみや いじめゼロ宣言」に基づく、児童生徒の自主的な活動を支援します。
- 市、学校、家庭、地域、関係機関等が連携し、組織的な克服を目指します。

第2章 いじめの防止等の基本的な考え方

1 いじめの防止

・市は、いじめゼロ運動推進事業を展開する。
 ・学校は、児童生徒に「いじめは決して許されない」ことを理解させるとともに、いじめの起こりにくい学校づくりに取り組む。また、児童生徒がいじめの解決に向け、自主的に行動できるよう指導する。

2 いじめの早期発見

・市と学校は、いじめの早期発見の体制を整備する。また、教職員一人一人がいじめへの認識を深め、指導力を高めるための研修等を実施する。

3 いじめの対処

・学校は、いじめを把握した場合、組織的に事実確認を行い、いじめを受けた児童生徒を守り通す。市は、学校に対して必要な支援等を行う。

4 家庭や地域との連携

・学校は、家庭、地域と密接に連携し、児童生徒を見守り、育む体制の整備に努める。市と学校は、家庭に対し、児童生徒への指導に努めること等の啓発を行うとともに、地域に対し、児童生徒を見守る取組を推進すること等の啓発を行う。

5 関係機関等との連携といじめに係る組織の活用

・市と学校は、スクールソーシャルワーカー（以下、「SSW」と言う）などを活用しながら、警察や児童相談所など関係機関等との適切な連携を図るとともに、組織的対応の強化を図る。

第3章 宇都宮市のいじめの防止等の施策

1 組織の設置 ◇いじめの防止等の対策を実効的に行うため、以下の組織を設置する。

組織名称	(1)いじめ等問題行動対策連絡会	(2)学校教育問題解決委員会	(3)学校教育問題対策専門委員会	(4)いじめ問題調査委員会
根拠法令	法第14条第1項関係組織	市独自	法第14条第3項及び第28条第1項関係組織	法第30条第2項関係組織
役割	いじめ等の状況やいじめ防止策等について意見交換を行い、教育委員会、学校と関係機関等との連携体制を構築。	いじめや体罰などの現状に基づく本市の対策等を協議し、困難な事案等について対応する。	教育委員会からの要請を受け、いじめ対策などについての専門的見地からの協議及び重大事態に係る調査を行う。	市長が教育委員会から重大事態に係る調査結果の報告を受け、さらに詳細な調査の必要を認めるとき、再調査を行う。
構成メンバー	学校教育課、小・中学校、関係機関等	学校教育課、教育委員会関係課等	弁護士、精神科医、大学教授、臨床心理士	弁護士、精神科医、大学教授、臨床心理士、その他事案の特性に応じた第三者等(3)の委員と異なる)

2 宇都宮市の取組 ◇いじめの防止等の取組は、教育委員会が主体となって推進する。

(1) いじめの防止

ア 小中一貫教育・地域学校園における取組推進
 イ 「いじめゼロ運動推進事業」の取組強化
 ウ 「心の教育プロジェクト」の推進
 エ 児童生徒の自主的な活動の推進
 オ 「スマホ・ケータイ宮っ子ルール」の取組推進
 カ 学校における取組の定期的な点検と支援
 キ 性同一性障がい、個々の特性、東日本大震災等に係るいじめへの必要な対応と正しい理解の促進

(2) いじめの早期発見

ア 児童生徒、保護者への相談体制の整備
 イ スタンダードダイアリーの活用促進
 ウ ネットパトロールの実施と、スマホ・携帯電話等のリスクについての学校への周知や家庭などへの啓発
 エ 教職員対象の研修会等の実施
 オ 教職員一人一人が、多様化・複雑化するいじめ要因など、いじめへの認識を深め、いじめへの指導力を高めるための校内研修の推進

(3) いじめの対処

ア 学校への指導・助言、
 イ 学校教育課による学校支援
 ウ 学校教育問題解決委員会による支援
 エ 警察との連携についての指導・助言等
 オ 児童生徒の保護者に対する出席停止等の措置及び立ち直り支援
 カ スクールカウンセラー(以下「SC」と言う)、SSW、学校支援アドバイザーの配置等
 キ 学校間の連絡・調整

(4) 家庭、地域及び関係機関等との連携

ア 市PTA連合会等との連携による、いじめの防止等における家庭の役割の大切さについての啓発
 イ 青少年育成関係団体等との連携による、児童生徒の健全育成の取組の推進や地域の見守り体制の整備等についての啓発
 ウ 関係機関等との連携・協力体制の構築

3 その他 ◇いじめ防止に向けて

①必要な財政上の措置に努める、②教職員が児童生徒と向き合う時間の充実を図るため、学校運営改善の支援に努める、③本市の学校教育マネジメントシステムの評価項目に学校がいじめ防止の取組を設定する。

第4章 学校が実施する施策

1 学校いじめ防止基本方針の策定

・「学校いじめ防止基本方針」を策定し、学校ホームページ等での公開や、保護者会や魅力ある学校づくり地域協議会での説明を行う。

3 学校の取組 ◇学校は、市、家庭、地域、関係機関等と連携して、いじめの防止等にあたる。

(1) いじめの防止

ア 地域学校園内の小・中学校が連携した取組の実施
 イ 「いじめゼロ強調月間」の取組の実施
 ウ 「宮っ子心の教育」の取組の実施
 エ 児童生徒の自主的な活動を促進するための指導と道徳科の授業や学級活動の充実
 オ 情報モラル年間指導計画に基づく授業の実施と「スマホ・ケータイ宮っ子ルール」の取組推進
 カ いじめの防止等の取組状況の点検等
 キ 性同一性障がい、個々の特性、東日本大震災等に係るいじめへの必要な対応と正しい理解の促進

(2) いじめの早期発見

ア 児童生徒、保護者への相談窓口等の周知
 イ スタンダードダイアリーの有効活用
 ウ 定期的なアンケート調査や教育相談等の実施
 エ 家庭との連携によるネットいじめの早期発見とスマホ・携帯電話等のリスク指導
 オ 教職員一人一人が、多様化・複雑化するいじめ要因など、いじめへの認識を深め、いじめへの指導力を高めるための校内研修の実施
 カ いじめ認知に関する教職員の共通理解の構築

(3) いじめの対処

ア いじめ等対策委員会を中心とした事実確認と正確な記録作成
 イ いじめを受けた児童生徒・保護者に対する、SC等を活用した親身な支援等
 ウ 「いじめ行為が止んで3ヶ月を目安」「心身の苦痛を被害児童生徒が感じていること」をいじめの解消とすること
 エ SC等を活用した、個々のいじめ事案の要因と対応の理解
 オ 解決に向けた保護者との連携、SSW等を活用した市・関係機関等との連携

(4) 家庭、地域及び関係機関等との連携

ア PTAとの連携による、いじめの防止等における家庭の役割の大切さについての啓発
 イ 青少年育成関係団体や魅力ある学校づくり地域協議会等との連携による、地域総ぐるみによる見守り体制の整備
 ウ いじめが犯罪行為として取り扱われるべき場合の警察への相談・通報

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置【いじめ等対策委員会】

役割：いじめの防止等について、組織的に対応する。
 (教職員はいじめを校長に報告し、報告を受けた校長は、速やかに本組織を開催する。)
 構成：管理職、児童指導主任、生徒指導主事、SCのほか、学校の実情に応じて学校長が決定。

第5章 重大事態への対処

1 重大事態の発生

(1) 重大事態の定義

ア いじめにより、児童生徒の生命、心身、又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 イ いじめにより、児童生徒が、相当の期間(年間30日を目安)、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
 その他、児童生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき。

(2) 重大事態の報告

・学校は、(1)のア、イに該当する事案が発生した場合には、いじめ等対策委員会が事実確認を正確かつ迅速、組織的に行うとともに、直ちに教育委員会に報告する。
 ・教育委員会は個々の状況を十分把握した上、重大事態と認めるときは速やかに市長に報告する。

2 教育委員会による調査

◇教育委員会は、重大事態に対処し事実関係を明確にするため、以下の調査を行う。

- 学校教育課等における調査
- ・職員を学校に派遣し、調査・解決にあたる。
- 学校教育問題解決委員会における検討等
- ・学校教育課等の調査結果の検討を行うとともに、その解決に向け対応策を検討する。
- 学校教育問題対策専門委員会における調査
- ・保護者等が第三者調査を希望したり、専門的見地からの調査が必要な場合、第三者により構成される本組織にて調査を行う。

3 調査結果の提供及び報告

(1)いじめを受けた児童生徒及びその保護者への情報提供
 ・教育委員会は、事実関係について説明を行う。
 ・教育委員会は、関係者の個人情報に十分配慮する。
 (2)調査結果の報告
 ・教育委員会は重大事態の調査結果を市長に報告する。

4 市長による再調査及び措置

(1)再調査
 ・調査結果の報告を受けた市長は、教育委員会の調査に不備があると疑われる場合や、当該事態への対処や同種の事態の発生の防止のために更に詳細な調査の必要があると認めるとき、再調査を行う。
 (2)再調査組織
 「いじめ問題調査委員会」
 (3)再調査の結果を踏まえた措置等
 ・市長及び教育委員会は、自らの権限及び責任において、必要な措置を講ずる。また、市長は、再調査の結果を市議会に報告する。

第6章 推進にあたって

・市は、学校マネジメントシステムにおける評価結果等を検証しながら、国の動向や実情に応じて市基本方針を見直し、実効性を高める。
 ・学校は、学校評価項目を設定し、その評価結果や取組状況をいじめ等対策委員会で検討し、PDCAサイクルを踏まえて改善を図る。